

## 第 68 回全国植樹祭シンボルマーク等の使用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 68 回全国植樹祭シンボルマーク等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程においてシンボルマーク等とは、別表に掲げるものをいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第 3 条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、第 68 回全国植樹祭富山県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に属する。

(使用の申請)

第 4 条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合及び県が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ第 68 回全国植樹祭富山県実行委員会会長(以下「会長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第 1 号)に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) シンボルマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第 5 条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、第 68 回全国植樹祭の PR に寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。この場合において、会長は必要があると認める場合には、シンボルマーク等の使用方法について、条件を付することができる。

2 会長は、使用許諾をしたときは、使用許諾書(別記様式第 3 号)を、また、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書(別記様式第 5 号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第 6 条 シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は許諾しないものとする。

- (1) シンボルマーク等を立体として表現したもの
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 第 68 回全国植樹祭の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第

- 2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) シンボルマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) シンボルマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) シンボルマーク等の著しい変形その他シンボルマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合
  - (10) その他シンボルマーク等の使用が適当でないと認められる場合

(使用許諾の期間)

第7条 シンボルマーク等の使用許諾の期間は、第5条第1項又は第2項の規定により使用許諾を受けた日から平成29年6月末までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第2項の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きシンボルマーク等を使用することができるものとする。

(使用料)

第8条 シンボルマーク等の使用は、無料とする。

(地位の継承)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を継承することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用許諾に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) シンボルマーク等に用いた宣伝、広告又は商品等の使用に際して、「©第68回全国植樹祭富山県実行委員会」をその広告、商品、包装等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第11条 使用者が使用許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめシンボルマーク等使用変更申請書(別記様式第2号)を会長に提出し、その許諾を得なければならない。

(許諾の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
  - (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他シンボルマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 会長は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を使用する権利を付与し、又は商品、使用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 実行委員会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 実行委員会は、シンボルマーク等の使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 会長は、シンボルマーク等の利用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局（富山県農林水産部森林政策課内）が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月14日から適用する。

別表

## 第68回全国植樹祭シンボルマーク等

下記のシンボルマーク、大会名、大会テーマ及びこれらを組み合わせて作成したもの。

### 1 シンボルマーク



タイプ1【カラー】



タイプ2【モノクロ】

### 2 シンボルマークと大会名・大会テーマの組合せ例



タイプ1【カラー 横】



タイプ2【モノクロ 横】



第68回  
かがやいて水・空・緑のハーモニー  
**全国植樹祭**  
とやま  
2017

タイプ3【カラー 縦】



第68回  
かがやいて水・空・緑のハーモニー  
**全国植樹祭**  
とやま  
2017

タイプ4【モノクロ 縦】

第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー



タイプ5【カラー 大会名等上】

第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー



タイプ6【モノクロ 大会名等上】



第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ7【カラー 大会名等下】



第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ8【モノクロ 大会名等下】

3 大会名と大会テーマとの組合せ例

第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ1【カラー 横】

第68回  
**全国植樹祭**とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ2【モノクロ 横】

第68回  
**全国植樹祭**  
 とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ3【カラー 縦】

第68回  
**全国植樹祭**  
 とやま  
 2017  
 かがやいて 水・空・緑のハーモニー

タイプ4【モノクロ 縦】